



ユニフォームデザイン規程

第1条〔趣 旨〕

本規程は、Wリーグ規約第35条第1項の規定に基づき、公式試合におけるユニフォームに関する事項について定める。

第2条〔ユニフォーム〕

本規程においてユニフォームとは、シャツ、パンツ、ウォームアップスーツ、セカンダリーシャツ、アンダーウェア、ヘッドバンドやリストバンドを含むバンド類、マウスピースおよびソックス等選手が身につけるものをいう。

第3条〔ユニフォームの事前承認〕

Wリーグ会員は、毎シーズン開始前に、当該シーズンに使用するシャツ、パンツ、ウォームアップスーツおよびセカンダリーシャツ（以下併せて「ユニフォームシャツ等」という。）に関し、Wリーグの承認を得なければならない。

第4条〔使用義務〕

Wリーグ会員は、試合において、その所属する選手に、前条に基づきWリーグの承認を受けたユニフォームシャツ等を使用させなければならない。

第5条〔ユニフォーム色〕

- (1) Wリーグ会員は、濃色および淡色のシャツおよびパンツをそれぞれ用意することとする
- (2) Wリーグ会員は、各公式試合において着用するシャツおよびパンツの色は、Wリーグが定めるところに従う。

第6条〔クラブロゴ〕

Wリーグ会員は、ユニフォームシャツ等にクラブロゴを付することができる。ただし、その表示場所およびサイズは、別紙1のとおりとする。

第7条〔選手番号〕

選手番号は事前にWリーグに登録しなければならず、シーズン途中の変更は認めないものとする。

第8条〔指定ロゴ等〕

- (1) Wリーグ会員は、シャツの左胸部に「Wリーグロゴ」を1点付さなければならない。
- (2) Wリーグ会員は、公式試合で着用するウォームアップスーツおよびセカンダリーシャツに「Wリーグロゴ」を付することができる。

第9条〔メーカー名の表示〕

Wリーグ会員は、ユニフォームシャツ等にメーカー（以下単に「メーカー」という。）の名称またはロゴを表示することができる。ただし、そのサイズは20 cm²以内とし、表示場所は別紙1のとおりとする。

第10条〔広告の表示〕

Wリーグ会員は、ユニフォームシャツ等にスポンサー等の第三者のための広告を表示することができる。ただし、その表示場所およびサイズは別紙1のとおりとする。

第11条〔選手名の表示〕

Wリーグ会員は、シャツに選手名を表示することができる。ただし、その表示場所は背部とし、詳細は別紙1のとおりとする。

第12条〔その他表示できるもの〕

Wリーグ会員は、ユニフォームシャツ等にホームタウンの自治体名を表示することができる。但し、表示場所及びサイズは、Wリーグと協議のうえ決定する。

第13条〔記念ユニフォーム等〕

Wリーグ会員は、Wリーグに申請しその承認を得た場合、第3条に基づきWリーグの承認を受けたユニフォームシャツ等とは異なるユニフォームシャツ等（記念ユニフォーム等）を使用することができる。ただし、当該ユニフォームシャツ等は、本規程に従ったものに限る。

第14条〔アンダーウェア〕

シャツおよびパンツからはみ出してしまう上半身および下半身用のアンダーウェア（パワー・サポーター、パワー・スリーブ、およびパワー・タイツ等）の着用については以下のとおりとする。なお、シャツの下にTシャツ等を着用することは、認められない。

- ① 上半身および腕用のアンダーウェア：着用を認めるが、ユニフォームの濃色、淡色に関わらず、ユニフォームと同色か、黒または白にてチーム内で統一することとする。
- ② 下半身用のアンダーウェア：着用を認めるが、ユニフォームの濃色、淡色に関わらず、ユニフォームと同色か、黒または白にてチーム内で統一することとする。
- ③ ソックス様およびストッキング様のもの：ひざ頭にかかるものも着用を認めるが、ユニフォームの濃色、淡色に関わらず、ユニフォームと同色か、黒または白にてチーム内で統一することとする。
- ④ 前各号のアンダーウェアにスポンサー等の第三者のための広告を表示する場合には、ウェア1着に対して1社に限り、サイズは20 cm²以下とする。

第15条〔ヘッドバンドやリストバンドを含むバンド類〕

- (1) バンド類を着用する場合の色や素材、形態については、協会の競技規則を準用する。
- (2) バンド類にスポンサー等の第三者のための広告を表示する場合には、バンド類1個に対して1社に限り、サイズは20cm²以下とする。

第16条〔マウスピース〕

- (1) マウスピースを着用する場合の色や素材、形態については、協会の競技規則を準用する。
- (2) マウスピースにスポンサー等の第三者のための広告を表示する場合には、1個に対して1社に限り、サイズは5cm²以下とする。

第17条〔ソックス〕

- (1) ソックスの色や形態については、協会のユニフォーム規則を準用する。ただし、シューズから見えない状態であっても、これを許容する。
- (2) ソックスにスポンサー等の第三者のための広告を表示する場合には、半足1個に対してサイズは30cm²以下とする。

第18条〔協会の規則の準用〕

本規程に定めのない事項については、協会の競技規則およびユニフォーム規則を準用する。

第19条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

〔改定〕

平成25年6月

令和4年10月6日